

平成 2 1 年度指定管理第三者評価

《施設名》

河内長野市立市民公益活動支援センター

《指定管理者名》

特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会

《指定期間》

平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

《所管課》

市民協働室

《第三評価者》

河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会

《評価対象期間》

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

【総合評価】

1. センターの管理運営に係る 4 つの評価項目（ 事業計画による施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること、 事業計画の内容が、施設の目的を効果的に達成できるものであること、 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること、 事業計画に沿った施設の管理を安定して行うための十分な能力を有するものであること）及び協働の評価に係る 3 つの項目（ 協働の方が効果・効率的であったか、 お互いの特性が発揮できたか、 協働が担保されたか）について、審議を行った結果、平成 2 1 年度市民公益活動支援センターの管理運営業務は全体評価として平成 2 0 年度の経験や改善点を踏まえながら順調にセンターの運営がなされているものと判断する。

2. 上記の全体評価に加えて、次の事項を要望する。

協働の促進というのは非常に難しい分野であり、特に、新たに導入した市民公益活動支援補助金制度や協働事業提案制度に係る相談対応等、市民公益活動支援センターには高い専門性が求められ、現状のようにボランティア的スタッフでは対応が困難な状況となってきている。このことから、今後、市民サービスのより一層の向上を図り、市民サービスを安定的・継続的に提供できるよう、専門知識を持つ常勤職を雇用できる環境の確保を検討していただきたい。

専門的な相談があった場合に一部のスタッフで対応しているのが現状である。しかしながら、それらのスタッフが何らかの事情で活動できないときにおいても、市民サービスを安定的・継続的に提供できるよう、より多くのスタッフが更なる専門性を身につけることができるような取組みを今後も継続して行うことにより、専門的な相談があった場合に他のスタッフが補完できるような体制づくりを行っていただきたい。